

# 石狩川下流域外減災対策協議会の設立について

---

# 1. 北海道、札幌市の減災対策協議会への参加経緯

平成28年10月7日

国土交通省 水管理・国土保全局長から  
北海道知事宛に道・札幌市の管理河川に  
ついても水防災意識社会の再構築に向  
けた協議会を設置し、ハード・ソフト対策  
を一体的、総合的、計画的に推進される  
ようお願いをした。(技術的な助言)

これを受けて、札幌開発建設部、道庁、  
札幌市で協議を行い、既存の協議会(現  
在の石狩川下流減災対策委員会)を活か  
しつつ、新たに道管理河川、札幌市管理  
河川も含めた新たな協議会を設立するこ  
とにした。



国水河計第78号  
平成28年10月7日

北海道知事 殿

国土交通省 水管理・国土保全局長



「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等管理河川での取組について

平成27年9月関東・東北豪雨災害を踏まえ、国土交通省では、施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき全国の直轄河川を対象として、減災に向けたハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に進めているところです。

このような中、本年8月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、中小河川においても甚大な被害が発生しており、このような状況に鑑みると水害から命を守る「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに加速させ、全ての地域において取組を推進していくことが必要と考えています。

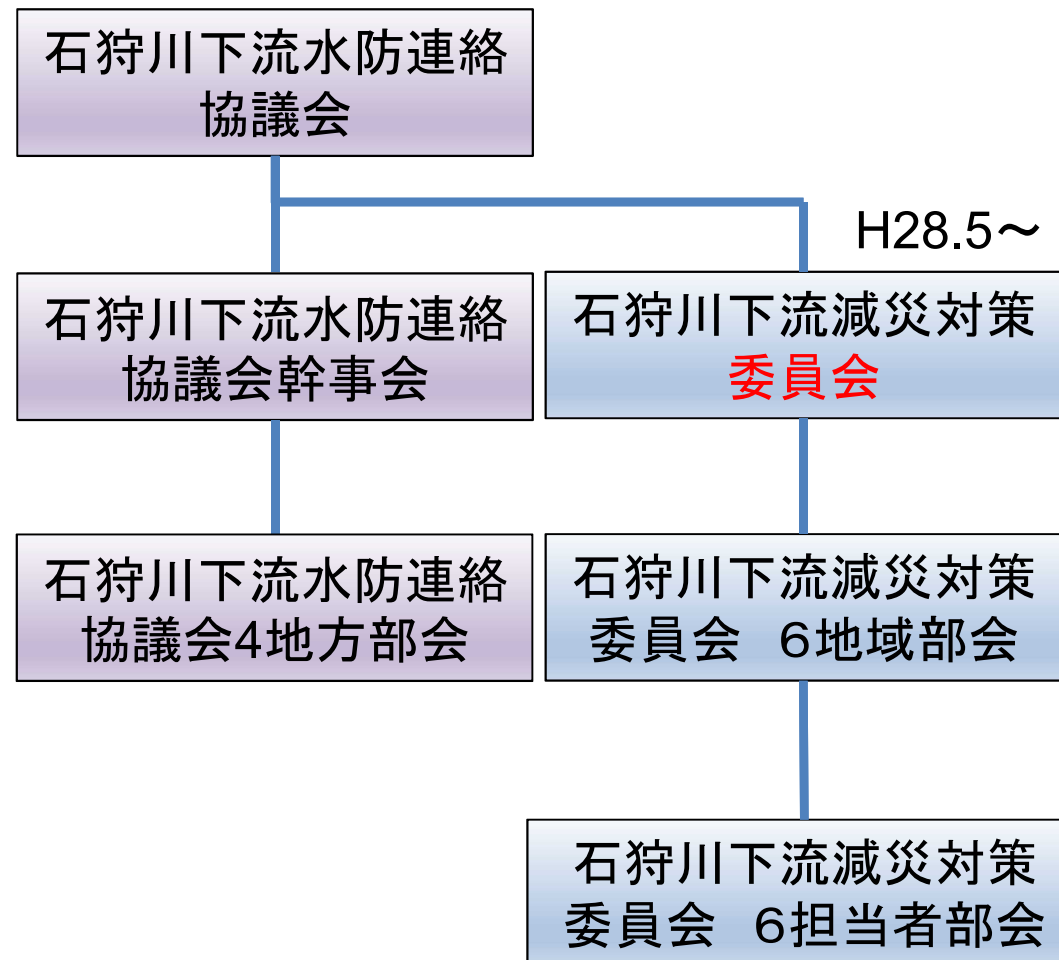
つきましては、都道府県・政令指定都市の管理河川について、洪水予報河川及び水位周知河川を中心としつつ、その他の河川についても水防災意識社会の再構築に向けた協議会を設置し、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進されるようお願いいたします。

また、本取組により水防行政の運営に万全を期せられるようお願いするとともに、貴管内の関係市町村及び関係水防管理団体にも、その旨周知お願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 2. 水防連絡協議会改正と減災対策協議会設立のイメージ

現在



## 2. 水防連絡協議会改正と減災対策協議会設立のイメージ

今後

減災対策委員会を切り離す

法定協議会を新たに設立

石狩川下流水防連絡協議会

石狩川下流域外減災対策協議会

石狩川下流水防連絡協議会幹事会

道管理河川等の取り込み

石狩川下流水防連絡協議会4地方部会※

石狩川下流域外減災対策協議会 6地域部会

※4地方部会:札幌、江別、岩見沢、滝川

石狩川下流域外減災対策協議会 6担当者部会

H29.5.19改正水防法告示

第15条の九

国土交通大臣は、…想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会を組織するものとする。

H29.5.19改正水防法告示

第15条の十

都道府県知事は、…想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

### 3. 水防連絡協議会と減災対策協議会の目的

#### 石狩川下流水防連絡協議会 目的

札幌開発建設部が管理する一級河川の水害の防止を図るため、重要水防箇所の周知及び河川水防情報の提供等を通じて関係各機関が密接な連携を図り、流域住民の安全を確保することを目的とする。

・国が管理する一級河川が対象の協議会

#### 石狩川下流域外減災対策協議会 目的

過去の出水の教訓を踏まえ、石狩川下流域等における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、北海道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、水防法第十五条の九に基づき設置するものである。

・国が管理する一級河川以外に北海道が管理する一級河川や二級河川等も対象とした協議会

・減災のために、関係機関が連携し流域全体で「水防災意識社会」を再構築するための協議会

## 石狩川下流域外減災対策協議会 設置趣旨（案）

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となりました。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念されています。

こうした背景から、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。

本答申においては、氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築する必要があるとされています。また、そのための施策として、関係者が連携して避難に関する計画の作成や水防等の減災に関する様々な課題に対応するための協議会等の仕組みを整備する等、円滑かつ迅速な避難の実現、的確な水防活動の推進等を図るための取組を進めるべきとされています。

このことを踏まえ、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、平成 28 年 5 月 27 日に「石狩川下流水防連絡協議会」の中に河川管理者、北海道、市町村等からなる「石狩川下流減災対策委員会」を設置し、活動を開始しました。

その後、平成 28 年 8 月には北海道と東北を相次いで台風が襲い、各地で甚大な被害をもたらしたことから、平成 29 年 6 月 19 日には水防法等の一部を改正する法律が施行され、水防法には大規模氾濫減災協議会の創設が盛り込まれました。

この水防法の改正に伴い、「石狩川下流減災対策委員会」の活動を引き継ぎ、新たな法定協議会として「石狩川下流域外減災対策協議会」を水防法第十五条の九に基づき組織するものです。

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">石狩川下流減災対策委員会 設置要領</p> <p>(名称) 第1条 この会議は、「石狩川下流減災対策委員会」（以下「減災対策委員会」という。）と称する。</p> <p>(目的) 第2条 この減災対策委員会は、過去の出水の教訓を踏まえ、石狩川下流における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、北海道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、石狩川下流水防連絡協議会規約第4条第3項に基づき設置するものである。</p> <p>(減災対策委員会) 第3条 減災対策委員会は、別表－2の職にある者をもって構成する。 2 減災対策委員会に会長を置き、会長は札幌開発建設部長とする。 3 会長は、減災対策委員会の事務を掌理する。 4 会長は、減災対策委員会の同意を得て、必要に応じて別表－2の職にある者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。</p> <p>(実施事項) 第4条 減災対策委員会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。 2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた取組方針を作成し、共有する。 3 毎年、部会等を開催し、取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。</p> <p>(部会) 第5条 減災対策委員会に地域ごとに部会を置く。 2 各部会は、別表－3の職にある者をもって構成する。 3 各部会に部会長を置き、部会長は札幌河川事務所長、千歳川河川事務所長、江別河川事務所長、岩見沢河川事務所長、滝川河川事務所長及び空知川河川事務所長とする。 4 部会長は、各部会の事務を掌理する。 5 部会は、各地域における第4条第3項に掲げる事項を実施する。</p>	<p style="text-align: center;">石狩川下流域外減災対策協議会 規約（案）</p> <p>(名称) 第1条 この会議は、「石狩川下流域外減災対策協議会」（以下「減災対策協議会」という。）と称する。</p> <p>(目的) 第2条 この減災対策協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、石狩川下流域等における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、北海道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、<b>水防法第十五条の九に基づき設置するものである。</b> なお、協議会の対象河川は、札幌開発建設部が管理する一級河川、札幌建設管理部が管理する一級河川及び二級河川、旭川建設管理部が管理する石狩川下流域の一級河川、札幌市が管理する一級河川とする。</p> <p>(減災対策協議会の構成) 第3条 減災対策協議会は、別表－1の職にある者をもって構成する。 2 減災対策協議会には会長、副会長を置き、会長は札幌開発建設部長、副会長は空知総合振興局長とする。 3 会長は、減災対策協議会の事務を掌理し、<b>会長不在のときは副会長が事務を掌理する。</b> 4 会長は、減災対策協議会の同意を得て、必要に応じて別表－1の職にある者以外の者（学識経験者、<b>警察、消防、自衛隊等</b>）を参加させることができる。</p> <p>(実施事項) 第4条 減災対策協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。 2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた取組方針を作成し、共有する。 3 毎年、<b>地域部会等</b>を開催し、取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。</p> <p>(地域部会) 第5条 減災対策協議会に<b>地域部会</b>を置く。 2 各<b>地域部会</b>は、別表－2の職にある者をもって構成する。 3 各<b>地域部会</b>に部会長、<b>副部会長</b>を置き、部会長は札幌河川事務所長、千歳川河川事務所長、江別河川事務所長、岩見沢河川事務所長、滝川河川事務所長及び空知川河川事務所長、<b>副部会長は、札幌建設管理部事業課長、千歳出張所長、長沼出張所長、岩見沢出張所長、滝川出張所長、旭川建設管理部富良野出張所長</b>とする。</p>

現 行	変 更 案
<p>6 部会長は、部会の同意を得て、必要に応じて別表－3の職にある者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。</p> <p>（担当者部会） 第6条 各部会の下に、担当者部会を置く。 2 各担当者部会は、別表－4の職にある者をもって構成する。 3 各担当者部会は、部会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行い、その結果について部会に報告する。 4 部会長は、担当者部会の同意を得て、必要に応じて別表－4の職にある者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。</p> <p>（会議の公開） 第7条 減災対策委員会及び部会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、各会議に諮り、非公開とすることができる。 2 担当者部会は、原則非公開とし、担当者部会の結果を部会へ報告することにより公開と見なす。</p> <p>（減災対策委員会資料等の公表） 第8条 減災対策委員会及び部会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、各会議の了解を得て公表しないものとする。 2 減災対策委員会及び部会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。</p> <p>（事務局） 第9条 減災対策委員会及び部会、担当者部会において、庶務を行うため事務局を置く。 2 減災対策委員会の事務局は、石狩川下流水防連絡協議会規約第12条に基づく事務局とする。 3 部会の事務局は、別表－3に示す者をもって事務局とし、部会の運営、進行及び招集を行う。 4 担当者部会の事務局は、別表－4に示す者をもって事務局とし、部会の運営、進行及び招集を行う。</p> <p>（雑則） 第10条 この要領に定めるもののほか、部会の議事の手続その他運営に関し必要な事項については、部会で定め協議会に報告するものとする。</p>	<p>4 部会長は、各<b>地域</b>部会の事務を掌理し、<b>部会長が不在のときは副部会長が部会の事務を掌理</b>する。 5 <b>地域</b>部会は、各地域における第4条第3項に掲げる事項を実施する。 6 部会長は、部会の同意を得て、必要に応じて別表－2の職にある者以外の者（学識経験者、<b>警察、消防、自衛隊</b>等）を参加させることができる。</p> <p>（担当者部会） 第6条 各部会の下に、担当者部会を置く。 2 各担当者部会は、別表－3の職にある者をもって構成する。 3 各担当者部会は、部会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行い、その結果について部会に報告する。 4 部会長は、担当者部会の同意を得て、必要に応じて別表－3の職にある者以外の者（学識経験者、<b>警察、消防、自衛隊</b>等）を参加させることができる。</p> <p>（会議の公開） 第7条 減災対策<b>協議会</b>及び<b>地域</b>部会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、各会議に諮り、非公開とすることができる。 2 担当者部会は、原則非公開とし、担当者部会の結果を<b>地域</b>部会へ報告することにより公開と見なす。</p> <p>（減災対策<b>協議会</b>資料等の公表） 第8条 減災対策<b>協議会</b>及び<b>地域</b>部会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、各会議の了解を得て公表しないものとする。 2 減災対策委員会及び<b>地域</b>部会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。</p> <p>（事務局） 第9条 減災対策<b>協議会</b>及び<b>地域</b>部会、担当者部会において、庶務を行うため事務局を置く。 2 減災対策<b>協議会</b>の事務局は、<b>別表－1に示す者とする。</b> 3 <b>地域</b>部会の事務局は、別表－2に示す者をもって事務局とし、部会の運営、進行及び招集を行う。 4 担当者部会の事務局は、別表－3に示す者をもって事務局とし、部会の運営、進行及び招集を行う。</p> <p>（雑則） 第10条 この<b>規約</b>に定めるもののほか、<b>地域</b>部会の議事の手続その他運営に関し必要な事項については、<b>減災対策協議会の決定によるものとする。</b></p>



現 行

変 更 案

(附則)

第11条 本要領は、平成28年 5月27日から施行する。

別表-2

石狩川下流減災対策委員会 一覧表

関係機関	委 員 会
開 発 建 設 部	札幌開発建設部長 (会長)
気 象 台	札幌管区气象台気象防災部長 旭川地方气象台長
北 海 道	石狩振興局長 空知総合振興局長 上川総合振興局長
市 町 村	札幌市長 南幌町長 江別市長 奈井江町長 千歳市長 由仁町長 恵庭市長 長沼町長 北広島市長 栗山町長 石狩市長 月形町長 当別町長 浦臼町長 新篠津村長 新十津川町長 岩見沢市長 妹背牛町長 美唄市長 秩父別町長 芦別市長 雨竜町長 赤平市長 北竜町長 三笠市長 沼田町長 滝川市長 幌加内町長 砂川市長 上富良野町長 深川市長 中富良野町長 富良野市長 南富良野町長 夕張市長 歌志内市長 上砂川町長
北海道電力 株式会社	札幌支店長 旭川支店長

(附則)

第11条 本規約は、平成28年 5月27日から施行した石狩川下流減災対策委員会の設置要領を一部改正し、平成29年 7月 5日から施行する。

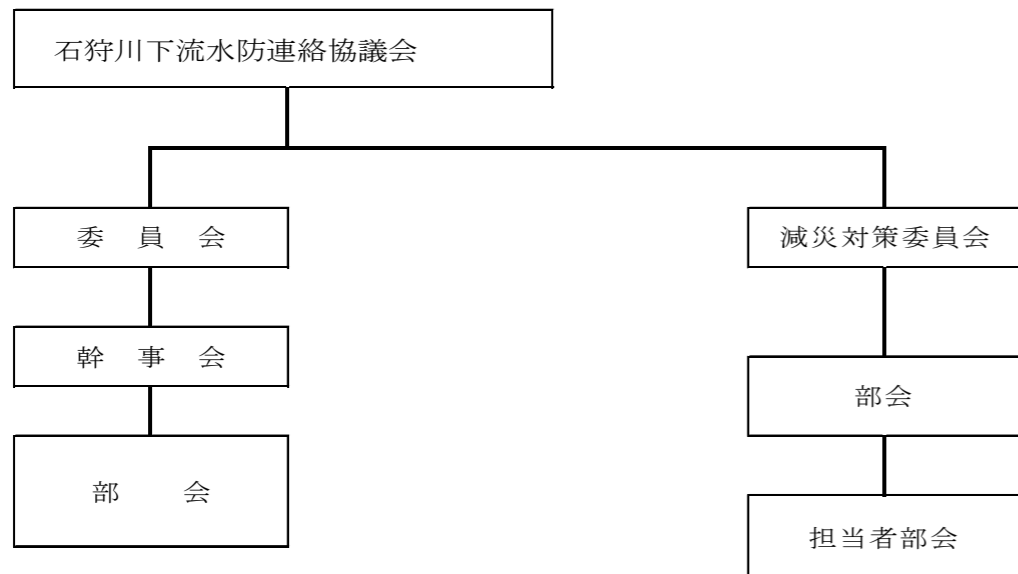
別表-1

石狩川下流域外減災対策協議会 一覧表

関係機関	委 員 会
開 発 建 設 部	札幌開発建設部長 (会長)
北 海 道	石狩振興局長 空知総合振興局長 (副会長) 上川総合振興局長 空知総合振興局副局長 (建設管理部担当) 上川総合振興局副局長 (建設管理部担当)
気 象 台	札幌管区气象台長 旭川地方气象台長
市 町 村	札幌市長 南幌町長 江別市長 奈井江町長 千歳市長 由仁町長 恵庭市長 長沼町長 北広島市長 栗山町長 石狩市長 月形町長 当別町長 浦臼町長 新篠津村長 新十津川町長 岩見沢市長 妹背牛町長 美唄市長 秩父別町長 芦別市長 雨竜町長 赤平市長 北竜町長 三笠市長 沼田町長 滝川市長 幌加内町長 砂川市長 上富良野町長 深川市長 中富良野町長 富良野市長 南富良野町長 夕張市長 歌志内市長 上砂川町長
北海道電力 株式会社	札幌支店長 旭川支店長
事 務 局	札幌開発建設部 防災課長 河川管理課長 北海道空知総合振興局 地域創生部主幹 北海道空知総合振興局 札幌建設管理部 維持管理課長、治水課長 札幌市 河川事業課長 河川管理課長

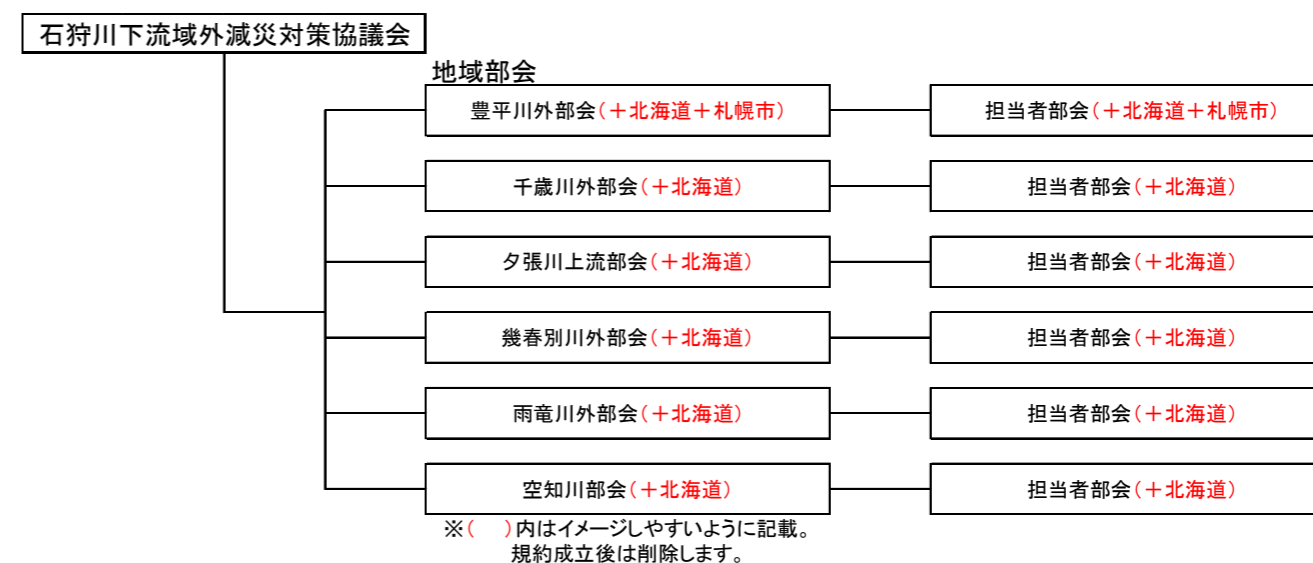
現 行

組織構成図



変 更 案

組織構成図



石狩川下流域外減災対策協議会 地域部会構成員

別表－2

部会長 重複自治体

	地域部会					
	豊平川外	千歳川外	夕張川上流	幾春別川外	雨竜川外	空知川
開発建設部	札幌開発建設部次長(河川) 札幌河川事務所長(部会長) 豊平川ダム統合管理事務所長	札幌開発建設部次長(河川) 千歳川河川事務所長(部会長) 江別河川事務所長	札幌開発建設部次長(河川) 江別河川事務所長(部会長) 夕張川ダム総合管理事務所長	札幌開発建設部次長(河川) 岩見沢河川事務所長(部会長)	札幌開発建設部次長(河川) 滝川河川事務所長(部会長)	札幌開発建設部次長(河川) 空知川河川事務所長(部会長) 滝川河川事務所長
市町村	札幌市長 江別市長 石狩市長 当別町長	江別市長 南幌町長 北広島市長 恵庭市長 長沼町長 千歳市長 新篠津村長 岩見沢市長 当別町長 月形町長	栗山町長 由仁町長 夕張市長	新篠津村長 岩見沢市長 美唄市長 三笠市長 月形町長	滝川市長 砂川市長 深川市長 奈井江町長 浦臼町長 新十津川町長 妹背牛町長 秩父別町長 雨竜町長 北竜町長 沼田町長 幌加内町長 上砂川町長 歌志内市長	芦別市長 赤平市長 滝川市長 砂川市長 富良野市長 上富良野町長 中富良野町長 南富良野町長
气象台	気象防災部長(札幌)	気象防災部長(札幌)	気象防災部長(札幌)	気象防災部長(札幌)	気象防災部長(札幌) 旭川地方気象台次長	気象防災部長(札幌) 旭川地方気象台次長
北海道	石狩振興局地域創生部長	石狩振興局地域創生部長 空知総合振興局地域創生部長	空知総合振興局地域創生部長	石狩振興局地域創生部長 空知総合振興局地域創生部長	空知総合振興局地域創生部長 上川総合振興局地域創生部長	空知総合振興局地域創生部長 上川総合振興局地域創生部長
	空知総合振興局 札幌建設管理部用地管理室長 札幌建設管理部事業室長	空知総合振興局 札幌建設管理部用地管理室長 札幌建設管理部事業室長	空知総合振興局 札幌建設管理部用地管理室長 札幌建設管理部事業室長	空知総合振興局 札幌建設管理部用地管理室長 札幌建設管理部事業室長	空知総合振興局 札幌建設管理部用地管理室長 札幌建設管理部事業室長 上川総合振興局 旭川建設管理部用地管理室長 旭川建設管理部事業室長	空知総合振興局 札幌建設管理部用地管理室長 札幌建設管理部事業室長 上川総合振興局 旭川建設管理部用地管理室長 旭川建設管理部事業室長
	空知総合振興局札幌建設管理部 事業課長(副部会長) 岩見沢出張所長 当別出張所長	空知総合振興局札幌建設管理部 千歳出張所長(副部会長) 岩見沢出張所長 長沼出張所長 事業課長	空知総合振興局札幌建設管理部 長沼出張所長(副部会長)	空知総合振興局札幌建設管理部 岩見沢出張所長(副部会長) 当別出張所長	空知総合振興局札幌建設管理部 滝川出張所長(副部会長) 深川出張所長 上川総合振興局旭川建設管理部 事業課長	上川総合振興局旭川建設管理部 富良野出張所長(副部会長) 空知総合振興局札幌建設管理部 滝川出張所長
北海道電力株式会社	札幌水力センター所長				旭川水力センター所長	旭川水力センター所長
事務局	札幌河川事務所 総務課長 計画課長 札幌開発建設部 防災課長・河川計画課長・河川管理課長 石狩振興局地域創生部主幹 空知総合振興局札幌建設管理部 維持管理課長・治水課長 札幌市 河川事業課長 河川管理課長	千歳川河川事務所 総務課長 計画課長 札幌開発建設部 防災課長・河川計画課長・河川管理課長 空知総合振興局地域創生部主幹 石狩振興局地域創生部主幹 空知総合振興局札幌建設管理部 維持管理課長・治水課長	江別河川事務所 総務課長 計画課長 札幌開発建設部 防災課長・河川計画課長・河川管理課長 空知総合振興局地域創生部主幹 空知総合振興局札幌建設管理部 維持管理課長・治水課長	岩見沢河川事務所 総務課長 計画課長 札幌開発建設部 防災課長・河川計画課長・河川管理課長 空知総合振興局地域創生部主幹 石狩振興局地域創生部主幹 空知総合振興局札幌建設管理部 維持管理課長・治水課長	滝川河川事務所 総務課長 計画課長 札幌開発建設部 防災課長・河川計画課長・河川管理課長 空知総合振興局地域創生部主幹 上川総合振興局地域創生部主幹 空知総合振興局札幌建設管理部 維持管理課長・治水課長 上川総合振興局旭川建設管理部 維持管理課長・治水課長	空知川河川事務所 総務課長 河川課長 札幌開発建設部 防災課長・河川計画課長・河川管理課長 空知総合振興局地域創生部主幹 上川総合振興局地域創生部主幹 空知総合振興局札幌建設管理部 維持管理課長・治水課長 上川総合振興局旭川建設管理部 維持管理課長・治水課長

石狩川下流域外減災対策協議会 担当者部会構成員

別表－3

担当事務所長 重複自治体

	担当者部会					
	豊平川外	千歳川外	夕張川上流	幾春別川外	雨竜川外	空知川
開発建設部	札幌河川事務所長（部会長） 豊平川ダム統合管理事務所長	千歳川河川事務所長（部会長） 江別河川事務所長	江別河川事務所長（部会長） 夕張川ダム統合管理事務所長	岩見沢河川事務所長（部会長）	滝川河川事務所長（部会長）	空知川河川事務所長（部会長） 滝川河川事務所長
市町村	札幌市 江別市 石狩市 当別町	江別市 南幌町 北広島市 恵庭市 長沼町 千歳市 新篠津村 岩見沢市 当別町 月形町	栗山町 由仁町 夕張市	新篠津村 岩見沢市 美唄市 三笠市 月形町	滝川市 砂川市 深川市 奈井江町 浦臼町 新十津川町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町 幌加内町 上砂川町 歌志内市	芦別市 赤平市 滝川市 砂川市 富良野市 上富良野町 中富良野町 南富良野町
气象台	（札幌管区气象台） 気象防災部 防災調査課長、予報課長	（札幌管区气象台） 気象防災部 防災調査課長、予報課長	（札幌管区气象台） 気象防災部 防災調査課長、予報課長	（札幌管区气象台） 気象防災部 防災調査課長、予報課長	（札幌管区气象台） 気象防災部 防災調査課長、予報課長 （旭川地方气象台） 防災管理官	（札幌管区气象台） 気象防災部 防災調査課長、予報課長 （旭川地方气象台） 防災管理官
北海道	石狩振興局地域創生部主幹  空知総合振興局札幌建設管理部 維持管理課長・治水課長	空知総合振興局地域創生部主幹 石狩振興局地域創生部主幹 空知総合振興局札幌建設管理部 維持管理課長・治水課長	空知総合振興局地域政策課主幹  空知総合振興局札幌建設管理部 維持管理課長・治水課長	空知総合振興局地域創生部主幹 石狩振興局地域創生部主幹 空知総合振興局札幌建設管理部 維持管理課長・治水課長	空知総合振興局地域創生部主幹 上川総合振興局地域創生部主幹 空知総合振興局札幌建設管理部 維持管理課長・治水課長 上川総合振興局旭川建設管理部 維持管理課長・治水課長	空知総合振興局地域創生部主幹 上川総合振興局地域創生部主幹 空知総合振興局札幌建設管理部 維持管理課長・治水課長 上川総合振興局旭川建設管理部 維持管理課長・治水課長
	空知総合振興局札幌建設管理部 事業課長（副部会長） 当別出張所長 岩見沢出張所長	空知総合振興局札幌建設管理部 千歳出張所長（副部会長） 岩見沢出張所長 長沼出張所長 事業課長	空知総合振興局札幌建設管理部 長沼出張所長（副部会長）	空知総合振興局札幌建設管理部 岩見沢出張所長（副部会長） 当別出張所長	空知総合振興局札幌建設管理部 滝川出張所長（副部会長） 深川出張所長 上川総合振興局旭川建設管理部 事業課長	上川総合振興局旭川建設管理部 富良野出張所長（副部会長） 空知総合振興局札幌建設管理部 滝川出張所長
北海道電力株式会社	札幌水力センター 土木課長				旭川水力センター 名寄土木課長	旭川水力センター 芦別土木課長
事務局	札幌河川事務所 総務課長 計画課長 石狩振興局地域政策課主査（防災）  空知総合振興局札幌建設管理部 事業課主査（治水） 岩見沢出張所主査（治水） 当別出張所主査（治水維持）  札幌市 河川事業課事業係長 河川管理課維持係長	千歳川河川事務所 総務課長 計画課長 石狩振興局地域政策課主査（防災） 空知総合振興局地域政策課主査（防災） 空知総合振興局札幌建設管理部 事業課主査（治水） 岩見沢出張所主査（治水） 千歳出張所主査（治水） 長沼出張所主査（治水）	江別河川事務所 総務課長 計画課長 空知総合振興局地域政策課主査（防災）  空知総合振興局札幌建設管理部 長沼出張所主査（治水）	岩見沢河川事務所 総務課長 計画課長 空知総合振興局地域政策課主査（防災）  空知総合振興局札幌建設管理部 岩見沢出張所主査（治水） 当別出張所主査（治水維持）	滝川河川事務所 総務課長 計画課長 空知総合振興局地域政策課主査（防災） 上川総合振興局地域政策課主査（防災） 空知総合振興局札幌建設管理部 滝川出張所主査（治水） 深川出張所主査（治水） 上川総合振興局旭川建設管理部 事業課主査（治水）	空知川河川事務所 総務課長 河川課長 空知総合振興局地域政策課主査（防災） 上川総合振興局地域政策課主査（防災） 空知総合振興局札幌建設管理部 滝川出張所主査（治水） 上川総合振興局旭川建設管理部 富良野出張所主査（治水）